

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		商工会議所が定める特定商工業者の従業員数の決定の許可
根拠法令等及び条項		商工会議所法第7条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審 査 基 準	根拠条項	商工会議所法第7条第2項第1号 商工会議所法施行規則第2条
	参考事項	商工会議所法施行令第7条第1項 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>商工会議所法抜粋 (定義)</p> <p>第7条 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、会社及び相互会社をいう。</p> <p>2 この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第26条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで6月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者</p> <p>(2) 略</p> <p>商工会議所法施行規則抜粋 (特定商工業者該当基準の許可申請)</p> <p>第2条 法第7条第2項第1号又は第2号の許可を受けようとする者は、様式第2による申請書を法第84条の規定により経済産業大臣の権限に属する事務を行う都道府県知事又は指定都市の長（以下単に「都道府県知事又は指定都市の長」という。）に提出しなければならない。</p>	